

組織規程（平成31年規程第18号）の一部を次のとおり改正する。

令和 5 年 月 日改正  
経営委員会

新	旧
<p>組織規程</p> <p style="text-align: center;">平成31年規程第18号 平成31年3月7日制定 令和元年8月27日改正 令和2年2月6日改正 令和3年1月14日改正 令和3年3月26日改正 <u>令和5年 月 日改正</u></p> <p>第1章及び第2章 略 第3章 C I O（最高投資責任者）等 第3条 略</p> <p>（審議役） 第4条 略 2 略 3 審議役は、前項に規定するもののほか、企画部の所掌事務（第10条第5号に掲げる事務に限る。）、情報管理部の所掌事務（第10条の3第1号に掲げる事務に限る。）及び法務室の所掌事務（管理運用法人のコンプライアンスに関する事務に限る。）を総括する。</p> <p><u>（副C I O）</u> 第5条 管理運用法人に、副C I O（副最高投資責任者）を置くことがで</p>	<p>組織規程</p> <p style="text-align: center;">平成31年規程第18号 平成31年3月7日制定 令和元年8月27日改正 令和2年2月6日改正 令和3年1月14日改正 令和3年3月26日改正</p> <p>第1章及び第2章 略 第3章 C I O（最高投資責任者）等 第3条 略</p> <p>（審議役） 第4条 略 2 略 3 審議役は、前項に規定するもののほか、企画部の所掌事務（第10条第4号に掲げる事務に限る。）、情報管理部の所掌事務（第10条の3第1号に掲げる事務に限る。）及び法務室の所掌事務（管理運用法人のコンプライアンスに関する事務に限る。）を総括する。</p> <p><u>（統括部長）</u> 第5条 管理運用法人に、統括部長を置くことができる。</p>

新	旧
<p><u>きる。</u></p> <p><u>2 副C I Oは、C I Oを補佐し、管理運用法人が行う年金積立金の運用を統括する。</u></p> <p>第6条及び第7条 略</p> <p>第4章 部の設置等</p> <p>(部、室及び事務室の設置)</p> <p>第8条 管理運用法人に、次の部、室及び事務室を置く。</p> <p>総務部  <u>経理部</u>            企画部  <u>調査数理部</u>  <u>運用リスク管理部</u>            情報管理部  <u>投資運用部</u></p> <p><u>E S G ・ スチュワードシップ推進部</u>  <u>オルタナティブ投資部</u>  <u>運用管理部</u>            法務室            監査室            経営委員会事務室            監査委員会事務室</p> <p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第9条 総務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 役員に係る事務(経営委員会事務室及び監査委員会事務室の所掌</p>	<p>2 <u>統括部長は、調査数理室、運用リスク管理室、投資戦略部、運用管理部、市場運用部及びオルタナティブ投資室を統括する。</u></p> <p>第6条及び第7条 略</p> <p>第4章 部の設置等</p> <p>(部、室及び事務室の設置)</p> <p>第8条 管理運用法人に、次の部、室及び事務室を置く。</p> <p>総務部</p> <p>企画部  <u>調査数理室</u>  <u>運用リスク管理室</u>            情報管理部  <u>投資戦略部</u>  <u>運用管理部</u>  <u>市場運用部</u>  <u>オルタナティブ投資室</u>  <u>インハウス運用室</u>            法務室            監査室            経営委員会事務室            監査委員会事務室</p> <p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第9条 総務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 役員に係る事務(経営委員会事務室及び監査委員会事務室の所掌</p>

新	旧
<p>に属するものを除く。) に関する事。</p> <p>(2) 公印の管理に関する事。</p> <p>(3) 管理運用法人の組織に関する事。</p> <p>(4) 任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び研修全般に関する事。</p> <p>(5) 文書の収受に関する事。</p> <p>(6) 衛生、医療その他福利厚生に関する事。</p> <p><u>(7) 事業継続計画（BCP）に関する事。</u></p> <p><u>(8) 前各号に掲げるもののほか、管理運用法人の事務で他部（室及び事務室を含む。以下同じ。）の所掌に属しないものに関する事。</u></p> <p><u>(経理部の所掌事務)</u></p> <p><u>第9条の2 経理部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p><u>(1) 予算、決算及び会計に関する事。</u></p> <p><u>(2) 経理計画に関する事。</u></p> <p><u>(3) 財産及び物品の管理に関する事。</u></p> <p><u>(4) 調達における入札及び契約の適正化及び効率化に関する事。</u></p> <p><u>(5) 会計監査人による会計監査に関する事（監査委員会事務室の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>(企画部の所掌事務)</u></p> <p><u>第10条 企画部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) 管理運用法人の事業運営の基本事項に係る総合調整に関する事。</p> <p>(2) 管理運用業務に係る総合的な企画、立案及び調整に関する事。</p>	<p>に属するものを除く。) に関する事。</p> <p>(2) 公印の管理に関する事。</p> <p>(3) 管理運用法人の組織に関する事。</p> <p>(4) 任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び研修全般に関する事。</p> <p>(5) 文書の収受に関する事。</p> <p>(6) 衛生、医療その他福利厚生に関する事。</p> <p><u>(7) 予算、決算及び会計に関する事。</u></p> <p><u>(8) 経理計画に関する事。</u></p> <p><u>(9) 財産及び物品の管理に関する事。</u></p> <p><u>(10) 会計監査人による会計監査に関する事（監査委員会事務室の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>(11) 前各号に掲げるもののほか、管理運用法人の事務で他部の所掌に属しないものに関する事。</u></p> <p><u>(企画部の所掌事務)</u></p> <p><u>第10条 企画部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) 管理運用法人の事業運営の基本事項に係る総合調整に関する事。</p> <p>(2) 管理運用業務に係る総合的な企画、立案及び調整に関する事。</p>

新	旧
<p>(3) <u>文書の管理に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）</u></p> <p>(4) 業務方針の策定等に関すること。</p> <p>(5) 規程等の審査に関すること。</p> <p>(6) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。</p> <p>(7) 広報に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、管理運用業務に関し、他部の所掌に属しないものに関すること。</p> <p>(調査数理部の所掌事務)</p> <p>第10条の2 <u>調査数理部</u>においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 運用に係る調査研究の企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) モデルポートフォリオ及び基本ポートフォリオの策定及び検証に関すること。</p> <p>(3) <u>年金制度と関係する数理的な事項に関すること。</u></p> <p>(運用リスク管理部の所掌事務)</p> <p>第10条の2の2 <u>運用リスク管理部</u>においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第10条の3 略</p> <p>(投資運用部の所掌事務)</p> <p>第11条 <u>投資運用部</u>は、<u>運用資産に関する次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(<u>E S G・スチュワードシップ推進部、オルタナティブ投資部及び運用管理部の所掌に属するものを除く。</u>)</p> <p>(1) リバランス戦略、運用手法等の投資戦略の策定に関すること。</p> <p>(2) 国内外の経済、金融及び政策動向等の調査分析及び予測に関する</p>	<p>(3) 業務方針の策定等に関すること。</p> <p>(4) 規程等の審査に関すること。</p> <p>(5) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。</p> <p>(6) 広報に関すること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、管理運用業務に関し、他部の所掌に属しないものに関すること。</p> <p>(調査数理室の所掌事務)</p> <p>第10条の2 <u>調査数理室</u>においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 運用に係る調査研究の企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) モデルポートフォリオ及び基本ポートフォリオの策定及び検証に関すること。</p> <p>(運用リスク管理室の所掌事務)</p> <p>第10条の2の2 <u>運用リスク管理室</u>においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第10条の3 略</p> <p>(投資戦略部の所掌事務)</p> <p>第11条 <u>投資戦略部</u>は、<u>管理運用業務に係る投資戦略等に関する次に掲げる事務をつかさどる。</u>（運用管理部の所掌に属するものを除く。）</p> <p>(1) リバランス戦略、運用手法等の投資戦略の策定に関すること。</p> <p>(2) 国内外の経済、金融及び政策動向等の調査分析及び予測に関する</p>

新	旧
<p>こと。</p> <p>(3) <u>運用の高度化に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(4) <u>運用受託機関の選定、構成等に関すること。</u></p> <p>(5) <u>運用受託機関等の管理及び評価に関すること（運用リスク管理部の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(6) <u>自家運用に関すること。</u></p> <p><u>(ESG・スチュワードシップ推進部の所掌事務)</u></p> <p>第12条 <u>ESG・スチュワードシップ推進部においては、次に掲げる事務をつかさどる（オルタナティブ投資部の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(1) <u>ESGを考慮した投資に関すること。</u></p> <p>(2) <u>スチュワードシップ責任並びに株主議決権行使の分析及び評価に関すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に係る国内外の機関投資家及び関係団体との連携に関すること。</u></p> <p><u>(オルタナティブ投資部の所掌事務)</u></p> <p>第12条の2 <u>オルタナティブ投資部においては、オルタナティブ資産及び外貨建て短期資産（オルタナティブ資産への投資に必要な流動性を確保するためのものをいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務をつかさどる（運用リスク管理部、運用管理部及び投資運用部の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(1) <u>オルタナティブ資産に係る運用方針等の策定に関すること。</u></p> <p>(2) <u>オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定、構成等に関すること。</u></p> <p>(3) <u>オルタナティブ資産に係る運用受託機関の管理及び評価に関すること。</u></p> <p>(4) <u>オルタナティブ資産の自家運用に関すること。</u></p>	<p>こと。</p> <p>(3) <u>年金積立金の管理及び運用の高度化の支援に関すること。</u></p> <p>(4) <u>ESGを考慮した投資に関すること。</u></p>

新	旧
<p>(5) <u>オルタナティブ資産に係る共同投資協定の締結</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>キャピタルコールに関する外貨建て短期資産の運用方針の策定</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>キャピタルコールに関する投資運用部への取引執行指示</u>に関すること。</p> <p>(運用管理部の所掌事務)</p> <p>第12条の3 運用管理部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 管理運用法人の資金管理（<u>経理部</u>の所掌に属するものを除く。）に係る企画、立案及び調整に関すること。</p> <p>(2) 寄託金の受入及び償還並びに国庫納付に関すること。</p> <p>(3) 短期借入金に関すること。</p> <p>(4) <u>運用受託機関及び資産管理機関への資金配分、運用資産の移受管等</u>（<u>投資運用部</u>の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(5) <u>運用受託機関、資産管理機関及び自家運用に係る取引先との契約の締結、変更並びに解除</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>運用受託機関及び資産管理機関のガイドラインのひな型</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>運用受託機関及び資産管理機関の決算事務</u>に関すること。</p> <p>(8) <u>資産管理機関及び自家運用に係る取引先の選定、管理、評価等</u>に関すること。</p> <p>(9) <u>自家運用に係る約定処理</u>に関すること。</p> <p>(10) <u>運用受託機関及び資産管理機関への支払手数料の算定及び適正性の確保</u>に関すること。</p> <p>(11) 外国税務に関すること。</p> <p>(12) 委託運用資産及び自家運用に係る運用状況の測定に関すること</p>	<p>(運用管理部の所掌事務)</p> <p>第12条 運用管理部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 管理運用法人の資金管理（<u>経理課</u>の所掌に属するものを除く。）に係る企画、立案及び調整に関すること。</p> <p>(2) 寄託金の受入及び償還並びに国庫納付に関すること。</p> <p>(3) 短期借入金に関すること。</p> <p>(4) <u>運用機関及び資産管理機関との契約の締結、変更並びに解除</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>運用機関及び資産管理機関のガイドラインのひな型</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>運用機関及び資産管理機関の決算事務</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>資産管理機関の構成、選定、管理及び評価</u>に関すること。</p> <p>(8) <u>運用機関及び資産管理機関への支払手数料の算定及び適正性の確保</u>に関すること。</p> <p>(9) <u>運用機関及び資産管理機関への資金配分等</u>（<u>投資戦略部</u>の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(10) <u>運用資産の移受管</u>に関すること。</p> <p>(11) 外国税務に関すること。</p> <p>(12) 委託運用資産及び自家運用に係る運用状況の測定に関すること</p>

新	旧
<p>(他部の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(13) <u>投資運用部、E S G・スチュワードシップ推進部及びオルタナティブ投資部の内部管理事務(運用に伴う事務を含む。)</u>のうち、理事長が別に定めるものを行うこと。</p>	<p>(統一的に実施すべきもののうち、<u>運用リスク管理室</u>の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(13) <u>自家運用に係る取引先の選定、管理及び評価に関すること。</u></p> <p>(14) <u>投資戦略部、市場運用部及びオルタナティブ投資室の内部管理事務のうち、理事長が別に定めるものを行うこと。</u></p> <p>(市場運用部の所掌事務)</p> <p>第12条の2 <u>市場運用部においては、市場性運用資産に関する次に掲げる事務をつかさどる(運用管理部の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(1) <u>運用機関の選定及び構成等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>委託運用資産の管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>運用機関等の管理及び評価に関すること(運用リスク管理室の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(オルタナティブ投資室の所掌事務)</p> <p>第12条の3 <u>オルタナティブ投資室においては、オルタナティブ資産及び外貨建て短期資産(オルタナティブ資産への投資に必要な流動性を確保するためのものをいう。以下同じ。)</u>に関する次に掲げる事務をつかさどる(<u>運用リスク管理室、運用管理部及び市場運用部</u>の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(1) <u>オルタナティブ資産に係る運用機関の選定及び構成等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>オルタナティブ資産に係る自家運用に関すること。</u></p> <p>(3) <u>オルタナティブ資産に係る自家運用の運用方針等に基づく事業実施の確認に関すること。</u></p> <p>(4) <u>オルタナティブ資産に係る自家運用の運用状況の測定に関すること。</u></p>

新	旧
<p>第13条 削除</p> <p>第13条の2～第14条の3 略</p> <p>(部長等)</p> <p>第15条 部、室及び事務室に、それぞれ部長、室長及び事務室長を置く。</p> <p>2 部長、室長及び事務室長は、<u>理事長の定めるところにより</u>、それぞれ部、室及び事務室の事務を掌理する。</p>	<p>(5) <u>オルタナティブ資産に係る自家運用の資金管理に関すること。</u></p> <p>(6) <u>オルタナティブ資産に係る運用方針の策定に関すること。</u></p> <p>(7) <u>オルタナティブ資産に係るリスク及び運用状況の管理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>オルタナティブ資産に係る運用の評価に関すること。</u></p> <p>(9) <u>オルタナティブ資産に係る評価の手法に関すること。</u></p> <p>(10) <u>オルタナティブ資産に係る共同投資協定の締結に関すること。</u></p> <p>(11) <u>外貨建て短期資産の運用のためのインハウス運用室に対する取引執行指示に関すること。</u></p> <p>(12) <u>外貨建て短期資産の運用方針の策定に関すること。</u></p> <p><u>(インハウス運用室の所掌事務)</u></p> <p>第13条 <u>インハウス運用室においては、次に掲げる事務をつかさどる(オルタナティブ投資室の所掌に属するものを除く。)</u></p> <p>(1) <u>自家運用及び余裕金の運用に関すること。</u></p> <p>(2) <u>自家運用の運用方針の策定に関すること。</u></p> <p>(3) <u>自家運用の運用方針等に基づく事業実施の確認に関すること。</u></p> <p>(4) <u>自家運用の運用状況の測定に関すること(運用リスク管理室及び運用管理部の所掌に属するものを除く。)</u></p> <p>(5) <u>自家運用の貸付運用に関すること。</u></p> <p>(6) <u>自家運用の資金管理(運用管理部の所掌に属するものを除く。)及び資産管理に関すること。</u></p> <p>第13条の2～第14条の3 略</p> <p>(部長等)</p> <p>第15条 部、室及び事務室に、それぞれ部長、室長及び事務室長を置く。</p> <p>2 部長、室長及び事務室長は、それぞれ部、室及び事務室の事務を掌理する。</p>



新	旧
<p>第 5 章 略</p> <p>略 附則</p> <p>略 附則 (令和元. 8. 27改正)</p> <p>略 附則 (令和 2. 2. 6 改正)</p> <p>略 附則 (令和 3. 1. 14改正)</p> <p>略 附則 (令和 3. 3. 26改正)</p> <p>略</p>	<p>第 5 章 略</p> <p>略 附則</p> <p>略 附則 (令和元. 8. 27改正)</p> <p>略 附則 (令和 2. 2. 6 改正)</p> <p>略 附則 (令和 3. 1. 14改正)</p> <p>略 附則 (令和 3. 3. 26改正)</p> <p>略</p>

附 則 (令和 5. . 改正)

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

金融商品の取引等に関する規程（平成31年規程第12号）の一部を次のとおり改正する。

令和5年3月 日改正

経営委員会

新	旧
<p>金融商品の取引等に関する規程</p> <p>平成31年規程第12号 平成31年1月21日制定 令和3年1月14日改正 令和3年4月23日改正 <u>令和5年3月 日改正</u></p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(審査委員会の設置)</p> <p>第7条 特定取引等に関し、<u>審議及び承認</u>を行い、又は報告を受けるため、管理運用法人に、審査委員会を置く。</p> <p>2 <u>審査委員会の委員長は、コンプライアンス・オフィサーとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>金融商品の取引等に関する規程</p> <p>平成31年規程第12号 平成31年1月21日制定 令和3年1月14日改正 令和3年4月23日改正</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(審査委員会の設置)</p> <p>第7条 特定取引等に関し、承認を行い、又は報告を受けるため、管理運用法人に、審査委員会を置く。</p> <p>2 <u>審査委員会は、委員長及び委員で構成し、委員長はコンプライアンス・オフィサー、委員は総務部長、市場運用部長、法務室長、監査室長及びコンプライアンス・オフィサー補佐官をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>委員長に事故があるとき又は委員長から前条第1項の承認申請があったときは、委員長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。</u></p> <p>4 <u>委員から前条第1項の承認申請があったときは、当該委員は委員会に出席することができない。</u></p> <p>5 <u>委員長は、必要に応じ、委員以外の者を委員会に出席させ、質問し、又は意見を述べさせることができる。</u></p> <p>6 <u>審査委員会の庶務は、法務室において行う。</u></p>

新	旧
<p>第 8 条～第11条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和 3. 1. 14改正） 略</p> <p>附 則（令和 3. 4. 23改正） 略</p> <p>（様式 1）確定拠出年金運用指図報告書 略</p> <p>（様式 2）特定取引等承認申請書 略</p>	<p>第 8 条～第11条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和 3. 1. 14改正） 略</p> <p>附 則（令和 3. 4. 23改正） 略</p> <p>（様式 1）確定拠出年金運用指図報告書 略</p> <p>（様式 2）特定取引等承認申請書 略</p>

附 則（令和 5. 3. 改正）

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

制裁規程（平成31年規程第24号）の一部を次のとおり改正する。

令和5年3月 日改正  
経営委員会

新	旧
<p>制裁規程</p> <p>平成31年規程第24号 平成31年3月29日制定 令和3年1月14日改正 <u>令和5年3月 日改正</u></p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第13条 略</p> <p>（委員会の庶務） 第14条 委員会の庶務は、総務部<u>総務・人事課</u>が行う。</p> <p>第15条～第17条 略</p> <p>附 則 略 附 則（令和3. 1. 14改正） 略</p> <p>附 則（令和5. 3. 改正）</p>	<p>制裁規程</p> <p>平成31年規程第24号 平成31年3月29日制定 令和3年1月14日改正</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第13条 略</p> <p>（委員会の庶務） 第14条 委員会の庶務は、総務部<u>総務課</u>が行う。</p> <p>第15条～第17条 略</p> <p>附 則 略 附 則（令和3. 1. 14改正） 略</p>

この改正は、令和5年4月1日から施行する。